

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店（後に、C社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年8月1日、資格喪失日が平成6年1月16日とされ、当該期間のうち、昭和50年8月1日から53年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同支店における資格取得日を50年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を50年8月から51年9月までは19万円、同年10月から52年9月までは20万円、同年10月から53年8月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から53年9月1日まで

A社に昭和47年に入社し、平成6年に定年退職するまで転勤はあったものの継続して勤務し、健康保険証も途切れることなく交付されていたにもかかわらず、年金記録によると、申立期間は年金の給付には反映されない期間となっている。正社員としての在籍期間は給与から社会保険料が必ず控除されていると会社も説明している。検証の上、訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年8月1日、資格喪失日が平成6年1月16日とされ、当該期間のうち、昭和50年8月1日から53年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社発行の在籍証明書、雇用保険の記録、D健康保険組合の記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和50年8月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る事業所別被保険者名簿及び健康保険組合の記録から、昭和50年8月から51年9月までは19万円、同年10月から52年9月までは20万円、同年10月から53年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難い上、事業所別被保険者名簿における申立人の前後の被保険者の資格取得日、厚生年金保険台帳記号番号の払出日、及び申立人に係る備考欄において昭和53年8月までの期間について75条該当期間として記録されていることから判断すると、事業主は、同月分の保険料を徴収する権利が時効により消滅した55年10月頃に申立人に係る資格取得手続を行ったと考えられることから、社会保険事務所は、申立人に係る50年8月から53年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から44年11月までの期間及び47年5月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から44年11月まで
② 昭和47年5月から51年3月まで

私が20歳に達した昭和41年頃は学生だったので、当時居住していたA市で母親が国民年金の加入手続を行い、44年11月まで集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。その後、47年に国家試験に合格してA市内の事業所や父親が開業する事業所で勤務するようになり、自身で保険料をB金融機関で納付し、49年に事業所を開業してからは、C金融機関の職員が事業所に来ていたので、その職員に保険料を渡していた。

記録では、昭和51年にD市で居住するようになってから保険料納付を開始したこととなっているが、A市に居住していた頃の期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和41年頃、申立人の母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付してくれ、申立期間②については、申立人自身が金融機関で保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月にD市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

なお、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、

上記の国民年金加入手続時期である昭和 54 年 4 月 18 日に、時効とならず、遡って国民年金保険料を納付することが可能であった 51 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を過年度納付し、同年 4 月から 54 年 3 月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、当該期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の氏名を複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の同手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から51年3月まで

私が20歳になった頃は商店に勤務しており、仕事が忙しくて銀行に行く時間が無かったので、年金関係のことは全て母親に任せていた。母親はきちんとした性格で、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和48年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年6月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年4月頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、48年12月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付できなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続時点（昭和51年4月頃）からみて、申立期間のうち、49年1月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、同年4月以降の保険料を現年度納付することは可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金過年度収滞納一覧表において、当該期間に係る過年度納付の記録は見当たらない上、申立人に係るA市の昭和50年度の国民年金収滞納一覧表は作成されておらず、同年度の保険料を現年度納付したとする記録も見当たらない。

さらに、申立人の氏名について婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行

うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から54年3月まで

私が20歳になった頃は商店に勤務しており、仕事が忙しくて銀行に行く時間が無かったので、年金関係のことは全て母親に任せていた。母親はきちんとした性格で、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和52年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、53年3月以前の保険料を過年度納付し、同年4月以降の保険料を現年度納付することは可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金過年度収滞納一覧表において、当該期間に係る過年度納付の記録は見当たらない上、申立人に係る同市の昭和53年度の国民年金収滞納一覧表は作成されておらず、同年度の保険料を現年度納付したとする記録も見当たらない。

また、申立人の氏名について婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から54年3月まで

私の母親は年金に対する意識が高く、私が20歳になった際、当時大学生であった私が将来少しでも多く受け取ることができるようにと国民年金に加入し、付加保険料を含めて2か月ごとに国民年金保険料を納付してくれていた。私は、母親の気持ちが有り難く思い、以後、現在に至るまで欠かすことなく保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、付加保険料と併せて申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年6月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年4月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することは可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立期間に係る過年度納付及び現年度納付の記録は見当たらず、申立人及びその母親から、遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人が定額保険料に併せて納付していたとする付加保険料は、特殊台帳において昭和54年4月から加入と記載されており、付加保険料は国民年金に加入した月以降から納付できるとされていることから、申立人は、同年3

月以前の付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年3月まで

私が大学在学中の昭和59年11月頃、母親が国民年金の加入手続きを行ってくれた。その母親によると、当時、大学生は、国民年金保険料の納付に2年間の猶予期間があると認識していたため、20歳到達から2年経過した同年11月頃に手続きを行ったと聞いた。私が所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日としてこの年月日が記載されている。母親は、私の保険料についても両親の分と一緒に納付してくれていたのに、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和59年11月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されており、A市の国民年金被保険者台帳では、申立人の国民年金被保険者資格取得届出日は同年4月17日と記録されていることが確認できることから、この頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金加入手続き時点（昭和61年4月頃）では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することは可能であったが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者台帳において、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付したとする記録は見当たらず、申立人及びその母親から、遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間

の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から55年8月1日まで

昭和53年10月から55年7月までの標準報酬月額について、勤務先発行の通知書に記載されている報酬額に相当する標準報酬月額は32万円であるが、年金記録では30万円となっているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の申立期間に係る通知書により確認できる本給及び役職手当の合計額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる上、申立人は、「当時は、課長職に登用され、時間外手当が無くなり、給与は固定化された。徒歩通勤であり、交通費はもらっておらず、通知書に記載された金額が報酬月額だった。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当時の賃金台帳、算定基礎届等の資料は残っていないため、詳細は不明であるが、申立てどおりの届出を行っていない。余分に保険料を控除したとは思えない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

また、申立人と同時期にA社に入社し、申立期間当時、同社の別の工場で課長職だった元従業員は、「管理職には残業手当や家族手当等は無く、給与額は、毎年4月1日付けで通知される通知書どおりの金額だったが、当時は、会社の業績不良で管理職の手当も当該通知書に記載された額からカットされていた。カットは1、2年続いた。」と証言しており、同社の昭和53年の管理職の給与カットに関する社長通達によると、同年4月の給与から当分の間、管理職の給与カット（課長の場合2万円）を行う旨の記載が確認できる上、申立人が保管する同年4月及び54年4月の通知書において確認できる本給及び役職手当の

合計額から、上記の給与カット額を控除した金額に相当する標準報酬月額は、申立期間のオンライン記録の標準報酬月額と一致することから、同社は53年10月及び54年10月の定時決定に係る報酬月額算定基礎届において、当該給与カット額を控除した金額を申立人の報酬月額として届け出たものと推認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、遡って訂正等が行われた不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 48 年 6 月まで
② 昭和 48 年 7 月から 58 年 9 月まで
③ 昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から平成 6 年 5 月まで
⑤ 平成 6 年 5 月から 16 年 10 月 29 日まで

私は、昭和 43 年 4 月から 48 年 6 月まで、A 社（現在は、B 社）が経営する「C 店」及び「D 店」という店で働いた。同年 7 月から 58 年 9 月までは、E 社で働いた。同年 10 月からは、F 社に入社し、60 年 3 月まで G ビル内にあった店舗で働いた。同年 4 月から平成 6 年 5 月までは、H 社の I 店で働いた。同年同月からは、J 社に入社し、同社の直営店である K 店で店長として働いたが、16 年 10 月 29 日に退職した。全ての期間について、正社員として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 43 年 4 月から 48 年 6 月まで、A 社が経営する、L 商店街にあった「C 店」及び M 商店街にあった「D 店」という N 業の店で正社員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「社会保険手続を確認できる資料を確認したが、申立人に係る資格取得喪失届は無い。また、当社は N 業の店を経営したことはない。」と回答しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間①当時、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元役員及び複数の元事務担当者が、「C 店及び D 店という店は、A 社が経営す

る店には無かった。」と証言している。

さらに、申立期間①に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の氏名（申立期間①当時に申立人が使用していた通称名を含む。）は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 一方、申立期間①において、類似する名称の〇社が厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるところ、同社は、「当社は、D店は経営していなかったが、C店は経営していた。」と回答している上、複数の元従業員が、「同社は、申立期間①当時、「C店」という名称でチェーン展開しており、L商店街で「C店」という店を経営していた。」と証言していることから、申立人が勤務していたと主張する「C店」は同社が経営する事業所であった可能性はうかがえる。

しかしながら、〇社では、「当時の資料が無いので、「店があった」という以外の詳細は不明である。」と回答している上、申立人は「C店」における元同僚の名前を記憶していないことから、申立期間①当時、同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員14人に照会したところ、回答があった8人（上記元従業員を含む。）に申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、〇社では、「申立期間①当時も現在も、全員が正社員というわけではなく、アルバイトもいる。」と回答しており、同社の元従業員は、「社員は厚生年金保険に加入していたが、パートやアルバイトは加入していなかった。加入していない場合は、給料から同保険料を控除しなかった。」と証言しており、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、〇社及び同社に吸収合併された二事業所に係る被保険者名簿において、申立人の氏名（申立期間①当時に申立人が使用していた通称名を含む。）は確認できない上、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 また、申立人は「D店はM商店街の中にあつた。」と供述しているところ、申立期間①当時、当該商店街に所在したP社の元役員及び元事務担当者は、「P社は、D店を経営していた。」と回答している上、同社の複数の元従業員が「M商店街にあつたD店で勤務した。」と証言していることから、申立人が勤務していたと主張する「D店」は、同社が経営していた事業所であった可能性はうかがえる。

しかしながら、P社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、

当時の事業主も死亡している上、申立人は、「D店」における男性店長の姓及び同僚の女性の呼び名を記憶しているところ、上司の姓と同姓の男性は連絡先不明であり、同僚の女性についても個人を特定することができないことから、申立期間①当時、P社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員15人に照会したところ、10人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間①における勤務状況に関する証言が得られない。

また、P社の元役員及び元事務担当者は、「従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」と回答している上、当該元事務担当者は、「厚生年金保険に加入していない場合には、給料から保険料を控除しなかった。」と証言している。

さらに、P社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名（申立期間①当時に申立人が使用していた通称名を含む。）は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 4 申立期間②について、申立人は、「昭和48年7月から58年9月まで、E社で正社員として働いていた。」と主張し、当時の事業主及び同僚の名前を記憶しているところ、E社の元事業主及び元同僚は、「勤務期間は覚えていないが、申立人は同社で勤務していた。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、上記の元事業主は、「E社は厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給料から同保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、申立期間②に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

- 5 申立期間③について、申立人は、「昭和58年10月から60年3月まで、F社の正社員として、Gビル内で働いていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、F社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、申立人が供述する会社の所在地及びGビルの所在地を管轄する法務局においても、F社に係る商業登記も見当たらない上、Gビルに照会しても「当時の資料も無く、F社については、何も分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人はF社の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、隣の店にいた別の会社の従業員一人の姓を記憶しているものの、姓のみの記憶であり個人の特定ができないため、申立人の同社における勤務実態について、確認することができない。

さらに、申立期間③に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

い。

- 6 申立期間④について、申立人は、「昭和 60 年 4 月から平成 6 年 5 月まで、H 社の I 店で正社員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、H 社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、申立人が主張する所在地を管轄する法務局においても、H 社に係る商業登記も見当たらない上、申立人は同僚一人の姓を記憶しているものの、姓のみの記憶であり、個人の特定ができないため、申立人の同社における勤務実態について、確認することができない。

また、申立期間④に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は見当たらない上、申立期間④のうち、平成 4 年 6 月 23 日から 6 年 5 月までの期間について、申立人は国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 7 申立期間⑤について、申立人は、「平成 6 年 5 月から 16 年 10 月 29 日まで、J 社の直営店である K 店で正社員の店長として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、J 社は、「K 店は、当社の直営店ではなく、Q 社が経営するフランチャイズ店だった。J 社の社員をフランチャイズ店の店員として派遣することはない。」と回答している。

また、雇用保険の記録を確認しても、申立人の J 社に係る被保険者記録は見当たらない。

さらに、商業登記簿謄本によると、Q 社は平成 8 年に設立され、申立人は、同社の取締役であることが確認できるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同社の代表取締役であり、申立人が「J 社の別の店の店長だった。」と供述する申立人の夫は、申立期間⑤を含む昭和 60 年 10 月から平成 17 年 12 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間⑤において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 8 このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月1日から36年6月1日まで
② 昭和36年9月20日から37年6月1日まで

私は、昭和35年、36年当時の9月から翌年5月まで、A事業所で7時頃から17時頃まで働き、自宅近所のB社（現在は、C社）で18時頃から24時頃まで働いていたのに、主に働いていたA事業所での厚生年金保険被保険者記録が欠落している。A事業所の事業主から、厚生年金保険料を控除する旨の説明があり、実際に当該事業所の給与から同保険料が控除されていたことを記憶している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の複数の元従業員が「申立人が当該事業所で勤務していたのは間違いない。」と供述している上、オンライン記録によると、申立人が名前を記憶する元同僚のうち13人は、申立期間①又は②に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有することが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、事業主の親族、及び当該事業所の労働保険事務組合であったD団体に照会したものの、いずれも「当時の資料を保存していない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A事業所において、申立期間①又は②頃に厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた17人（申立人が記憶する元同僚11人を含む。）に照会し、10人から回答を得たものの、申立人の勤務日数や労働時間等の詳細な勤務状況について記憶している者はおらず、申立人の申立期間①及び②にお

ける勤務形態の詳細や厚生年金保険の加入を裏付ける証言も得られない。

さらに、申立人は、「月の前半は、仕事が無いときは休むよう言われることがあった。月の後半は毎日のように出勤し、忙しいときは事業主の親族とともに休日や時間外にも呼び出されて働いた。」と供述しているところ、申立期間①又は②に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有する複数の元同僚は、「私は、月の前半も後半も特に変わりなく出勤し、定休日である土曜日以外は勤務していた。」旨供述しており、申立人と勤務状況に関する供述内容が相違する上、申立人が名前を記憶する元同僚のうち、事業主及び申立人の親族であるとする複数の者も、申立人と同様、申立期間①又は②において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。

加えて、厚生年金保険の被保険者が同時に複数の適用事業所に使用されることとなった場合、「健康保険厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出する必要があるところ、申立期間①又は②に申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるE事業所及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認しても、当該届出が提出された旨の記載は無く、申立人も「当該届出をした記憶は無い。」と供述している上、B社に係る同原票によると、申立人に対し、申立期間②中の昭和37年5月の保険給付の支給記録が確認できる。

その上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立期間①及び②に申立人の氏名の記載は無い上、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。